



「神の平和」運動と大衆

山瀬, 善一

(Citation)

国民経済雑誌, 104(4):15-31

(Issue Date)

1961-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00167765>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00167765>



「神の平和」運動と大衆

山 瀬 善 一

I

フランク王国の崩壊後における政情の混乱は、私戦を増長し、社会に多大の不安をもたらしていた。「神の平和」運動はこのような環境の下に先ず宗教機関によって推し進められた一種の暴力抑制運動である。その直接の成果はともあれ、この運動は一方では王権の強力な発展をみている地方では、「ラント平和」と結びつきフランク王国崩壊後の諸国家の形成に重要な役割を担い、他方ではこの運動の団体的性格を通じて中世の諸団体の育成に影響を及ぼした。このような作用はこの運動を法史的側面において特に注目させる結果となったが、その半面運動そのものの原因並びに推進力が比較的に等閑視されてきているといえよう。この運動は、その起源を南部フランスにもち、次いでブルゴーニュ地方を経て北部フランスに展開したこと、宗教機関のうち特に修道院就中クルニィのそれによって指導され、民衆の強い支持をうけていたことなどを思い合せるとき、この運動は単に法史的側面だけではなく、¹ 発生史的に社会経済構造を背景として把えることが、運動の本質を理解しその意義を当時の歴史像の中に正しく把握するためには必要ではなからうか。このような観点から、最近のヨーロッパ学界における異色の成果を取挙げ、「神の平和」運動の新しい研究方向の一端を示してみたいと思う。

1 「神の平和」・「神の休戦」の制度を問題とする場合に、平和とか休戦とかの概念に主として注意が向けられ、神そのものの概念が看過されてきたことを指摘し、神＝平和であるという考えを基調として精神史的研究に注意を喚起した R. Bonnaud-Delamare の戦後の業績がある。（“Fondement des institutions de paix au XI^e siècle,” dans *Mélanges d'histoire du moyen âge dédiés à la mémoire de Louis Halphen*, Paris 1951, pp. 19sqq.

「神の平和」運動と大衆との関係を認めたのは決して最近のことではない。C. Erdmann は十字軍思想の発展についての著作において、「Raoul Glaber の叙述 (Les cinq livres de ses histoires (900-1044), publiés par Maurice Prou, Paris 1886) を読む者は、『神の平和』運動を中世の最初の宗教的大衆運動として観察するに至るであろう²」ことを指摘した。また、アメリカの中世史家 J. W. Thompson は「このような感情が完全に教会の創作であると考えすることは誇張であるだろう。俗人の一層多くの要素になんらかの面目が与えられねばならぬ。そして大衆の意見さえ常に考えられているほど動き難いものではない。まもなく俗人も、それが貴族であれ不自由人であれ、私戦を抑圧することの運動に参加したのであるから³」と述べ、他の場所では更に、「この運動の真の意義はそこにおける宗教的イニシャチブではない——それはヨーロッパにおける集団意識の成長の現われである。住民の封建階層と下層階層とに共にこの群集心理の証拠を見出す⁴」とも主張している。

I

しかし、「神の平和」運動と大衆との関係に焦点を合せ、更に進んだ追究への端緒を開いたのは、Thompson と同じアメリカの史家 Loren C. Mackinney の論文であろう。この論文は、1930年に *Speculum* 誌 (Vol. 5, pp. 181-206) に “The people and public opinion in the eleventh century peace movement” と題して発表されたもので、フランスにおける「神の平和」運動の庶民的様相を示し、この運動がどのようにして与論の発展と結びついていたかを求めつつ、更に進んで同じ地域に十字軍の初期時代に現われる同じ様相との関

2 Erdmann, C.: Die Entstehung des Kreuzzugsgedankens, (Forschungen zur Kirchen- und Geistesgeschichte, 6), Stuttgart 1935, SS. 66f.

3 Thompson, J. W.: Economic and social history of the middle ages, New York 1928, p. 668.

4 Thompson, J. W.: “The development of the idea of social democracy and social justice in the middle ages,” The American Journal of Sociology, Vol. 28 (July, 1922-May, 1923), p. 592.

連を極めて示唆深く指摘したものである。Mackinney の主張の要点を挙げてみよう。

ポァティエ近傍のシャルゥ (Charroux) で開かれた平和会議 (地方公会議) (989) は、大衆が平和運動に積極的関心をもつ最初の機会であった。この会議にはその地方の聖職者のみならず、そのあたりに行き互っている有害な慣習を撲滅し、有用な慣習に置き代えるために神の援助を求めて、老若男女を問わず多くの群集が集ったのである。この現象は漠然たる大衆良識 (public conscience) の発露と看做されるが、やがて異常な社会理想の広範な大衆運動に結晶する。平和運動は11世紀の初めの25年間にセーヌ河盆地にも波及した。ここでは平和よりもヨリ以上に一般改革に、そして聖職者よりも寧ろ国王 (Robert le Pieux) のイニシャチブによって大衆の関心が示され始め、多くの場所で催された平和会議では住民のあらゆる階層の熱狂的賛成をえた。かくして、全フランス的なものとなったこの運動は、989年から1096年のクレルモン (Clermont) 会議にかけてどの公会議・平和会議も平和と正義とを求める大衆によって進んで出席されたのである。特に1034年の南部フランスにおける平和運動は、クレルモン会議以前では大衆の最大の盛り上がりを示すものであった。⁵そして、このことは第一次十字軍の出発よりもずっと以前にフランスの多くの地方で教会によって誘導された群集が新しい大衆意識 (public consciousness) を表明しつつ、これまで知られなかった共同的社会活動に入りつつあったことを明白に示したものである。⁶しかも、1034年以後における教会と大衆との関係は、クレルモン会議後のそれと類似したものである。10世紀末年においては、地方公会議に出席した大衆は、会議で取極められた協定について公の証人及び道徳的支持者として可成り重要であったとはいえ、いまだ平和組織への積極的成員として

5 Mackinney, L. C.: "The people and public opinion in the eleventh century peace movement," *Speculum*, Vol. 5 (1930), pp. 191 sq.

6 ドイツにおいても11世紀の社会混乱の絶頂期に際し、住民とその指導者にフランスの平和制度を採用する強い傾向があった。この場合にも、Mackinney は政治及び宗教の指導者にこのような大衆の新規物を許容するか、支持するかせしめたのは与論の圧力であると述べている。(Ibid., p. 199)

は許されなかった。しかし、1038年のブルージュ (Bourges) での地方公会議では、平和を強行する必要があるならば、軍事的援助を与えるために教区の15才以上のすべての人々が誓約団体に組織化された。これは住民が全体として積極的成員として登録されたものと知られうる最初の事実である。

教会が中世初頭以来平和の推進に積極的役割を演じた理由は、社会正義の単に他利的理想以上の実際の動機をもっていた。自由奔放な封建制度の無警察的世界のうちにあって、教会は自己の莫大な所有地を保護するために、力的手段をもたないからには平和政策を促進せざるをえなかった。自己の所領の保護と圧迫されている大衆の保護とを結びつけることにより、教会は大衆を保護したのみならず、自己の立場をも強化した。かくして、教会と大衆とにとっての保証は、与論によって裏打ちされた正しい主張となったのである。⁷ 教会が平和への違反者に課した刑罰即ち破門と祕蹟授受停止とはその心理的影響においては最初消極的であったが、大衆にヨリ進んだ建設的平和の宣伝を準備した。また、聖遺物を利用することによって平和協定を大衆に厳粛なものたらしめる効果を挙げることが出来た。

農民の側においても、平和運動を大衆運動たらしめる素地を用意していた。地方教区生活は、早くから平和を支持するための共同的理想と行動とを発達させる基礎として役立ったのである。この素地の上に教会の諸手段を通じて燃え上がらされた大衆の宗教的感情主義 (popular religious emotionism) が刺激を与え、教会に指導されつつ直接活動にヨリ強力な大衆運動となって現われたのである。

「神の平和」はヨリ進んだ段階「神の休戦」に発展した。⁹ Mackinney は大衆

7 Ibid., p. 182.

8 Ibid., p. 186.

9 「神の休戦」によって、一定の場所と人物とに永続的平和を保証し、その他の場合には、週二・三日（例えば、土曜日から月曜日まで、木曜日の夕方から月曜日の早朝まで）に限って私戦を完全に禁止するが、その反面、他の週日では私戦が権利として認められたのである。「神の休戦」の萌芽は、既に1027年においてルシヨンの Perpignan 近傍 Toulouges で開かれた Elne 地方公会議にみられる。1033年にカタルーニャの Vich で催されたそれも「神の休戦」の性格をもったものであり、1040年頃に平和運動のこの形式は殆んど全フランスを蔽った。「神の休戦」の拡大を

が運動に参加するという観点からみるならば、前者の方が後者よりも遙かに大衆的で宗教的情熱を示したとし、後者も与論によって支持されてはいたが、組織においてより保守的で貴族的なものであったとみている。¹⁰更に、かれは十字軍とそれ以前の一世紀に亙る平和運動との密接な関連を認める。回教徒に対する遠征を成功ならしめるための前提条件としてウルバヌス二世がキリスト教徒間に平和を強調したことは、これまで司教によって、次いで世俗支配者も参加してフランス及び近隣諸国に長年培ってきた平和感情をこんどは法王自らが極めて有効に利用したものといえるであろう。クレルモン会議は、その行き互った大衆的情熱と平和規定とに関して、「シャルウ、リモージュ (Limoges)、エルヌ (Elne) の公会議の直接の後継者」¹¹であった。会議の最終日に、野外で高度の緊張に調子を合わせた群集に面して、ウルバヌス二世はキリスト教社会の統一的支持を求めてあの周知な説教をなしたのである。かくして、「神の平和」、「神の休戦」の平和運動は十字軍運動にとって代られ、それと共に平和への大衆的情熱もまたキリスト教世界内における平和維持と異教への戦争意識昂揚とに向けられて行った。

最後に、Mackinney は11世紀における平和運動の成果を客観的なものよりは寧ろ主観的なものであると評価し、その内容として秩序と正義との意識された原理に基づく普遍的共同有機体 (universal cooperative organism) を挙げており、これが国家主権の近代的観念の礎石の一つとなったとみる。¹²

Mackinney は、「神の平和」運動と大衆との関連について多くの本質的な提言をなしてはいるが、更に進んだ考察への多くの余地を残している。大衆がこの運動に《熱狂的》ともいうべきほどの参加を示し、ついには《大衆意識》の形成にまで至る事情は、単に教会が平和への要求を以て大衆の願いを容れるというだけでは説明されない。Mackinney は破門、秘蹟授受停止などの刑罰、

証明する最初の大規模なそしてより正確に知られている地方公会議は1037-41年の Arles で開かれたものである。

10 Mackinney, L. C.: op. cit., p. 195 note 1.

11 Ibid., p. 200.

12 Ibid., p. 205.

並びに聖遺物の利用を挙げてはいるが、当時の社会においてこれらの諸手段が
大衆の意識に与える宣伝効果の分析が十分に行われてはいない。更に重要なこ
と、しかも平和運動への大衆の参加という現象をその本質において捉えんとす
る見地からみるならば、ヨリ基本的なものとさえ思われる運動の最も早いそし
て最も激しい展開地域とその地域の社会経済事情との結びつきが全然考慮され
ていない。¹³もとより、Mackinney においては中世における大衆意識の形成と
いう課題を平和運動の展開のうちに一般的に求めんとする側面が強く追究され
ているため、運動の地域性はそれほど重要性をもたなかったのかも知れない。
その場合でも、Mackinney の主張する「神の平和」運動と十字軍運動との関
連性は地域性を考慮することによってヨリ一層明瞭になるように思われる。と
いうのは「神の平和」運動の最も早くそして最も激しい地域が十字軍運動にお
いても亦かかる地域であったからである。

III

C. Erdmann の「十字軍思想の発展」と Mackinney の論文に刺激され、し
かもマルクス主義史学の影響を受けて生まれたのが、Bernard Töpfer: Volk
und Kirche, zur Zeit des beginnenden Gottesfriedensbewegung in Frank-
reich, (Neue Beiträge zur Geschichtswissenschaft, Nr. I), Berlin 1957 であ
る。これは著者が H. Sproemberg 教授の指導を受け、1954年に Humboldt-
Universität の哲学学部¹⁴に学位請求論文として提出したものの公刊書である。

13 M. Bloch は「政治構造の差違が容易にこの発展の特殊性を証明する」としているが、社会経済
事情との関連をつきとめるまでには至っていない。(Bloch, M.: La société féodale, T. 2, les
classes et le gouvernement des hommes, Paris 1949², p. 202)

14 この著作のほか Töpfer には H. Sproemberg の65才を祝う記念論文集 Vom Mittelalter
zur Neuzeit, Berlin 1956 の中に “Reliquienkult und Pilgerbewegung zur Zeit der
Klosterreform im burgundisch-aquitaischen Gebiet” なる論文があり、最近では “Die
Anfänge Treuga Dei in Nordfrankreich,” Zeitschrift für Geschichtswissenschaft, Jg.
IX(1961), SS. 876 ff. をみることが出来る。なお、Неусыхин, А. И.: Возникновение зави-
симого крестьянства как класса раннефеодального общества в западной Европе
y-l-ylllvv, Москва 1956 のドイツ語版 Njeussychin, A. I.: Die Entstehung der
abhängigen Bauernschaft, Berlin 1961 の発刊について労をとっている。彼の現在の地位は、

この書はマルクス主義史学の一部に往々みられる如き図式的概念を弄ぶ類のものではない。このことについて、著者自ら教会と大衆との関係を探究するに当り、次の如く述べている。「この場合、図式的概念から出発し、実際の事実から出発しない者は、この重要な問題（教会と大衆の関係）に解答するに際し容易に次の意見に到達した。即ち、カトリック教会は支配階級として下層民層にすべての点で敵対的に対立し、下層民層のすべての独立的活動を圧迫せんと求めた。他面、その際次のことが期待されるはずであろう。農民は教会の教訓を多少の差はあれ、冷淡に、いな不承不承にさえ耐え忍び、単にむりやりに教会の生活に参加させられ、その上、聖職者社会の代表者を搾取階級に所属しているためにかれらの敵であるとみた。このことは、更に大衆の見解及び日常生活は主として非教會的・反教會的方向に動いたということを意味するであろう。だが、このような見解は当時の人々に全くいまだ存在していなかった顕著な階級意識を前提としている理由で非現実的である。¹⁵」このような考えから、かれは極めて実証的に¹⁶ Mackinney の不十分な説明に詳細な跡づけをなした。単にそればかりではない。Mackinney にとっては平和運動に参加した大衆は、「みたところ活動力のない大衆」であるが、これが教会の努力によって「教会及び社会改革の積極的同盟者に変えられた」¹⁷ものである。このように変化しえた農民側の素地は、単に地方教区生活が早くから養ってきた平和維持の共同的理想であった。¹⁸ところが、Töpfer にとっては当時の大衆は既に尖鋭化した社会緊張のうちに生活しており、不安と興奮のなかに陥ち込んでいたものである。教会は組織者及び集合点として重要な役割を演じたことは争われざる事実であるが、Töpfer はこの苦しい環境からそれ自身のうちに新しい力さえもが芽ばえ

Wissenschaftlicher Oberassistent am Institut für allgemeine Geschichte, Abt. Mittelalter, der Humboldt-Universität zur Berlin である。

15 Töpfer, B.: Volk und Kirche, zur Zeit des beginnenden Gottesfriedensbewegung in Frankreich, (Neue Beiträge zur Geschichtswissenschaft, Nr. 1), Berlin 1957, S. 29.

16 これまで「神の平和」・「神の休戦」運動についての著作が使用したよりも遙かに多くの地方公会議に関する史料を彼が利用していることは、このことを十分に物語っている。

17 Mackinney, L. C.: op. cit., p. 204.

18 Ibid., p. 186.

ており、強化された教会の宣伝は単にその結果と看做している。¹⁹ 平和運動に参加する大衆についての両者の異った評価は、Töpfer に Mackinney が殆んど無視した地域性の問題を明確に意識させ、大衆の平和運動への参加の態様を地域の社会経済構造の特質と絡み合せて究明せんとする方向をとらせたのである。更に、このような大衆は新しい力さえも芽ばえさせていたならば、この力を教会が自らの秩序のなかに組入れるためには特有な宣伝方法が使用されねばならなかった。そこで、Töpfer は教会と大衆との基本的関係を物的及び精神的にしかも実証主義の立場から分析しているのである。いま、かれのこの二つの点即ち平和運動の地域性並びに教会と大衆との関係を中心に若干纏めてみよう。

まず、平和運動の地域性について取挙げる。「神の平和」運動が最も早く、しかも最も激しく展開した地域は、南部及び中部フランスである。この地域は周知の如くレーエン制度の発展が多くの障害を蒙っていたところで、²⁰ 従って貴族の経済的勢力の重点が自主地に置かれていたほどである。フランク王国後の混乱時において、世俗大領主達は軍事的防衛に遜色のあった教会所領の侵入をなしたが、これに対抗して教会はなんら法的手段に訴えることが出来なかった。この現象はロァール河南部において特に甚だしかった。そこでは、王権が裁判上の最上級審として作用することを完全に失っており、最有力者であるアキテーヌ公にせよ、トゥールーズ伯にせよ広範な地域に有効な法廷を形成することが出来なかった。レーエン法的組織がこのような欠如していたために、所領を繞る争いが絶えず私戦を惹き起した。私戦が最も熾烈を窮めたのは、正にこの地方であった。

教会は、その所領は勿論、それ自身の存在も危険に曝されていたに拘らず、

19 Töpfer, B.: a. a. O., S. 82.

20 取敢えず邦語文献として、渡辺昌美“中世南フランス史研究の覚書—異端と騒乱の時代から、而して執政府都市を中心として—”史学雑誌・第66編(1957)・第3号・49頁以下及びそこに収録された文献並びに同著者の“南欧の封建社会—南フランス、特にラングドックの場合—”歴史教育・第9巻(1961)・第6号・23頁以下、拙稿“中世の南西フランスにおける開墾事業と村落の建設”国民経済雑誌・第百巻(1959)・第5号・301頁以下をみよ。

武力こそ十分ではないが、唯一の平和勢力として存在しえた。特に改革運動と関連して修道士のかかるものとしての地位は強化された。教会所領は世俗領主の如く分割相続による所領の分割もなく、殊に修道院は戦争拒否への強い態度によって軍備への配慮から開放され、全精力を所領の合理的組織と利用とに集中化することができ、軍事的には薄弱でありながら優越した経済的意義を担った。このことが大衆の強い支持と支配領域の経済建設に関心を寄せている若干の大封建領主の保護とを受けることともなったのである。

聖界における私戦の拒否と所領を経済的観点によって——軍事的観点によってではない——組織化せんとする努力とは、聖職者をこれまで例をみないほどの徹底さで混乱状態に対立させ、その時代と特に掠奪的貴族の生活慣習とに鋭い公然の批判をなさしめた。就中、修道士はこの場合においても指導的役割を果たし、その最初のものとして10世紀20年代の Abbon (Abbo) de Saint-Germain-des Prés を挙げることが出来よう。また、Odon (Odes) de Cluny (879?-943) の社会批判も、修道院及び教会の封建の大土地所有者としての存続を保証せんと努めてはいるが、封建的無秩序を否定せんとする点において極めて厳しいものがある。²¹

このような社会批判は、単に悪を指摘するに止まらず、それに対する具体的手段をも考慮している。Töpfer はこれが10世紀前半の無名作者の “De statu sanctae ecclesiae” という対話体の著作に「全く現実主義的方法で」述べられていることを強調し、次のように要約している。「教会掠奪者は奪った財産をその優越した世俗的権力手段に支持されて返還要求に対しむりやり擁護するであろうが、それに対し「権利を擁護する司教は国王によっても、また国王を助くべき人物によっても支持されないであろう。」「害を蒙った司教はこのことを首席大司教座に報告すべきであり、続いてその座は地方公会議を召集するか、効果のない時には首席大司教に助言を求むべきである。」「この手段の悉くが失敗に帰す場合には、最後の可能性として法王への上告がなされる。忠告が成果

21 Töpfer, B.: a. a. O., SS. 12f.

を収めない際には、破門が強制手段並びに刑罰手段として適用されるべきである。」更に、「教会の敵の不遜は、諸司教自身の下に《真の平和と確固たる団結とが支配するならば》消滅するであろう。²²」教会所領の侵犯者に対してとられる具体的手段として地方公会議が如何に重要であったか、そして破門が最後の刑罰手段として用意されていたことを知る。更に、所領の侵犯を消滅させるために、平和の促進と聖職者の団結が要望されていることも分る。このことは他面からいうならば、「神の平和」運動が教会の所有地維持という純粋に経済的関心から由来したともいえるのであり、Töpfer は所有地維持という「純粋に経済的関心が10～11世紀におけるすべての教会改革運動の分離しえざる要素であり²⁴」,そのことは「神の平和」運動に特に明瞭になると述べている。

以上は、「神の平和」運動への衝動が、どのような社会情勢から教会に生じたかをみた。次にこの衝動に力と勇気とを与える大衆側の事情を述べよう。北部フランス及びドイツとは異り、南部及び中部フランスにおいては、穀物耕作と並んでまたブドー耕作及び園圃耕作が本質的役割を演じていた。従って貨幣経済の浸透が徹底し、所有地も商品としての性格を帯び、絶えず売買がなされ、²⁵ 抵当権の設定も広く行われた。このような状態の上に農民の生活が成り立っていたのであるから、各農民が平均的地積の耕地を経営することはなく、経済的意味における差別化が極度に進んだ。多くの農民の経済状態は不確実で動揺していた。或る者は領主への隷属を顧慮することなく土地を加え、往々富裕となるが、また或る者はその所有地を販売せざるをえなくなり、生存の基礎を完全に失い、放浪するかまたは下僕として雇われた。この地方の荘園の役割と構造とはこの流動する社会構造に順応したものであり、最早農民に支配的影響を及ぼし、安定させることは出来なかった。寧ろ実物及び貨幣による地代の取立て

22 Ibid., SS. 13f.

23 この点に関し、Töpfer は修道士と司教との関係を過少評価することを戒めている。(Ibid., SS. 18f.)

24 Ibid., S. 14. なお, S. 86f. をも合せみよ。

25 南部フランスについては、Malafosse, J. de: "Contribution à l'étude du crédit dans le Midi aux X^e et XI^e siècles, les suretés réelles, Annales du Midi," T. 63 (1951), pp.105 sqq.

を以て満足し、本来の支配構造は常に背景に置かれた。かくして、Töpfer はこのような状態を次のように表現している。「南部フランスにおける封建的搾取体制は本来的欠陥を示す。しかし、農民の状態そのものは著しく不安で、危機をはらんだものである²⁶」と。農民の不安は更に政治状態における上位組織の欠如から生じた私戦によって一層強まった。従って、「南部フランスにおいて農民が非常に圧迫された状態にあった原因は、規則的領主搾取体系に存するよりは、私戦の枠内にある通例の手段を通じて無拘束に勝手に掠奪することに存する²⁷」のであった。「搾取のこの不規則な手段が賦役制度をもつ荘園よりもこの地域においてより重い負担を課したといってもよからう²⁸。」これほどの農民の不満も、村落などの共同体の発達が貧弱であったので、自らの共同的直接行為に訴えて解決することは、少数の例はあるものの余りとられなかった。そこで、教会が自己の荘園で農業生産を決定的に促進し、同時に根強く私戦に対抗したことは、疑いもなく大衆の無条件的同意をかちえたであろう。

教会の側にも、大衆の側にも、南部及び中部フランスにおける政治事情並びに社会経済事情の下にあって平和運動への十分な機運が熟していたといえよう。しかし、平和運動が一つの大衆運動となって展開するためには、運動の指導的地位にある教会が大衆にどのような具体的手段を以て呼びかけたか、即ち当時の大衆に最も効果をもつ教会の宣伝工作はどんなものであったかの説明がなされなければならぬ。次にこの問題について述べてみよう。

IV

確かに、中世の教会は大衆の支配階層として物的に支配するよりは、寧ろ觀念的に影響を与え、支配することに最も重要な課題をもっていたことはいうまでもない。若し教会が大衆の固有の生活を見做すか、または原則的に圧迫せんと求めるならば、この課題は決して満たされなかったであろう。教会は大衆運動についても無理にそれを抹消することなく、知らず知らずのうちに教会の

26 Töpfer, B.: a. a. O., S. 25.

27 Ibid., S. 26.

28 Ibid., S. 26.

軌道に導き利用することに驚くべき能力をもっていた。たとえクルニイ修道士は主として貴族界から出たものであるとはいえ、貧者にどれほどの配慮をなしていたかは Odon de Cluny の著作のなかに理論的に十分窺うことが出来る。しかし、かれらにおける貧者への配慮は決して現存社会秩序即ち封建社会の否定を意味するものでなく、その存続を前提としているが、この事実は大衆を離反させる原因にはならなかった。大衆も亦封建社会そのものに対する批判を当時まだ抱いていなかったからである。²⁹ 教会による貧民の救済は直接の施物のみに限られたのではなく、封建社会を前提とした聖界特に修道院荘園を通じても行われた。就中後者は生活を保証する意味において重要である。これとの関連において *Miracula S. Fidis* に報ぜられている次の事実は興味深い。コンケ (Conques) 修道院の所領が *Amelius* という一貴族の保護におかれた。*Amelius* は近隣貴族と長い私戦関係にあったので、かれ自身の所領は荒廃に帰せられ、ためにかれの敵はついに保護下にあるコンケ修道院の所領をも掠奪することを決心した。近隣農民が聖 *Fides* の受けている名望を信頼して修道院の所領に避難し来り、そこに居住していたからである。³⁰ 近隣領主の攻撃を誘発させるほど修道院所領内は繁栄を享受していたともいえよう。ブリウードゥ (*Brioude*) 修道院にとっての寄進文書は、寄進についての動機を次のように述べている。

「正に我々貧民が敵として感じている世俗権力者の非行を如何なる者も自己の力で保護し、防禦することが出来ない。そこで聖者の功德によって俗世の乱行から解放され、そして保護されるために我々はそれだけ急いで聖者の保護に避難することが必要である。」³¹

物的な救済が及ぼす大衆への感化力は所詮限界があった。隷属民にとって良き経済組織はただ修道院の収益を高める目的しかもたなかったからである。教会は経済組織であるのみならず、支配的宗教観の代表者でもあり、それを俗人の間に伝道することは教会の主要な課題であった。そこで、精神的に教会がどのような仕方でもどのような手段を用いて俗人特に大衆に感化を及ぼしたかが問

29 Ibid., SS. 31f.

30 Ibid., S. 34.

31 Ibid., S. 34.

題にされなければならない。

教会と大衆との最も重要な接触点であるはずの教区教会は、10世紀には世俗領主の私有に帰せられている場合が非常に多く、しかも往々悪質な聖職者に支配されていたので、住民を教会生活にヨリ強力に参加させることは出来なかった。しかし他方、11世紀の経過中にクルニ修道会によって頂点に達せられる低級教会の俗人からの解放運動即ち修道院によって世俗貴族の手から教区教会をかくとくするとか、或は自ら新しい教区教会を建設するとかの動きも高まっており、教会ではなく寧ろ修道院と大衆との接触がヨリ強力にみられたといえよう。³²その接触の度合は、聖徒崇拜（Heiligenverehrung）及びそれと関連した聖遺物礼拝（Reliquienkult）が著しく旺盛化したことを通じて測ることが出来る。これら崇拜の特色は、万人が差別なく聖者に救を求めうるところにあり、大衆的性格を内包していることはいうまでもない。修道院は自然的・人為的吉凶の原因をこの種崇拜にまつわらせることによって崇拜そのものを人心のうちに熱狂化させて行なった。³³このため、聖遺物のあるところ常に群衆によって埋もれたのである。³⁴これに即応して修道院は盛んに聖遺物を発掘し、聖徒祭を増加させ、更には聖遺物を直接に効果ある仕方で大衆に拝観させうる工芸様式を編み出すことにより修道院の大衆への影響力を一層効果的なものとした。平和に関する地方公会議が催される場所には必ず聖遺物が運ばれたことも以上のことを考慮すれば自ら明白となるであろう。

32 Ibid., S. 37.

33 ドイツにおいては奇蹟物語がイタリア、イギリス又はフランスにおけるほど前面にもち出されなかったという L. Zoepf の主張（Das Heiligen-Leben im 10. Jahrhundert, Leipzig u. Berlin 1908）を註釈して、Töpfer は次の如く述べている。「これも亦結局住民にこれほど堅実な方法で影響を及ぼすことが差当りまだ必要ではなかった。ドイツ教会の保守的な、著しい貴族的性格にとっての証明にすぎない。」（Töpfer, B.: a. a. O., S. 53）

34 教会が大衆を集め、なんらかの訴えをする場合、聖遺物の展覧という手段を宣伝として用いることは、引続き西ヨーロッパの各地に拡大して行なったように思われる。例えば、1232年にフランドルのアラスにおいて la collégiale Notre-Dame の参事会員が施物を集めるために、la Petite Place du Marché にマリアの聖遺物容器を展覧した。（拙稿“フランドルにおける初期の都市ブルジョアジー”社会経済史学・第24巻・第5・6合併号(1959)・79頁註12をみよ。

また、この時代から巡礼が広範に行われたことも聖徒及び聖遺物崇拜が高まったことと関連をもっている。それもローマ、イェルサレム及びサン・ジャック・コムポステルの如き特に有名な巡礼地のみならず、聖遺物を保管する各地の修道院が巡礼中心地となって多くの群集によって訪れられたのである。地方的な巡礼の隆盛があって、初めて遠地の有名な巡礼地へのかの大巡礼運動が現出したものとみななければならない。我々が遠地の大巡礼地を離れて、地方の比較的有名な巡礼地の11世紀における空間的分布を考慮する時、ロァール河地域南部が平和運動と同様巡礼運動の中心をなしていたことが明白に理解される。コンケ、ヴズレ (Vezelay), サン・マルティアル (S. Martial), サン・ジャン・ダンジュリイ (S. Jean d'Angely) 及びフィジャック (Figeac) がすべてこの地域にあるからである。巡礼路の確保という観点からみれば、平和運動は巡礼運動から直接発達したものであるという見解も生れうるが、寧ろ平和運動と巡礼運動とは並列的関連をもつもので、原因・結果の関係にあるのではない。両運動は共に修道院によって大衆に煽り立てられた聖徒及び聖遺物崇拜の結果であり、修道院が大衆にどれほど強い影響力をもっていたかの証明に他ならない。

ロァール河以南に聖徒及び聖遺物崇拜の中心がおかれていたことは、また政治的関連において興味深いものがある。前述せる如く、国家権力が殆んど及ばなかったこの地域において、教会は自らを護るために大衆の強い支持を求めたのである。³⁵ このため聖徒及び聖遺物崇拜を大衆に最も強い影響力をもつ手段に仕立て、これを通じて精神的に大衆の熱狂的支持を受けたといえるであろう。

V

以上は、Mackinney に全く欠けているかまたは不十分にしか取扱われなかった「神の平和」運動の地域性並びに教会と大衆との結合理由についての

35 平和運動についての北部フランス教会の地位については、ランス大司教の選挙権者である Gérard I^{er} de Cambrai 司教によって適確に表現されている。かれによれば、平和維持は国王の責務であり、司教は国王の努力の成果を祈る任務をもつものである。(Töpfer, B.: a. a. O., S. 66) なお, Bonnaud-Delamare, R.: op. cit., p. 23 をみよ。

Töpfer の見解である。かれの使用する豊富な史料（特に教会年代記、聖徒奇蹟集）は、その他の点例えば地方公会議の催された年代の確定において、³⁶「神の平和」概念の形成過程・1000年頃における「神の平和」概念とフランク王国特にカロリング時代の平和概念との関連について、³⁷更には地方公会議が催された環境について一層詳細な研究を可能ならしめている。

「神の平和」と「神の休戦」との関連について、Töpfer は後者を教会と私戦にうつつをぬかしている世俗領主との妥協の結果とみている。この問題については G. C. W. Görris (*De denkebeelden over oorlog en de bemoeiingen voor vrede in de elfde eeuw*, diss. Leiden. Nijmegen 1912) によって強く弁護され、また一般にも受容られている見解がある。それは教会は「神の休戦」以前では私戦権を行使することに根本的に反対したのではなくて、単に一定の人物と場所とを後に合法的なものと認められる私戦から免がれしめようとしたものであるという主張である。この見解に従えば、「神の平和」と「神の休戦」とは一直線的発展を示すもので、その目標においてなんらの断絶も存しないことになる。Töpfer はこの一般的見解に対して次のように述べている。若し一般的見解が受容られるならば、「神の休戦」はこれまで決して努力されなかったか、況んや達せられなかった教会の平和運動の頂点であり、それ以前の

36 Töpfer の最近の論文が取扱っている北部フランス特にノルマンディ及びフランドルにおける初期の「神の休戦」についての年代確定の態度も前著作と同様極めて慎重であり、年代確定の操作を通じて国家権力と教会とが「神の休戦」の推進にどのような関係にあったかを暗示している。（“Die Anfänge der Treuga Dei in Nordfrankreich,” SS. 880 ff.）

37 Ibid., SS: 88f. 公会議によって決議された平和令の内容は、主としてカロリング時代から受継いだものであり、その場合、教会によって適用された刑罰も同じく古いものである。新しくなったのは、単に教会のみが平和の守護者として登場するということである。ところが「神の平和」のみがなぜ国内的発展の新しい時代を導きえたのか。この問題は公会議の規定のみを考慮する純粋な法史的方法では解決されない。規定の内容に決定的新しさがあるのでなく、教会の要求を完遂するために適用した手段に新しさがあるからである。この手段には、破門、誓約、人質、礼拝禁止（教会におけるか、又は広さの大小はあるが一定地域における）、後には武力による実力行使などがあるが、これらは更に大衆の強い支持に裏づけられなければ、現実的な力となりえなかったであろう。そこに大衆の力を有効に利用するために、教会が時宜をえたしかも大衆をよく理解した適切な宣伝手段（例えば、聖徒及び聖遺物崇拝、奇蹟など）をとったことが挙げられねばならぬ。

ヨリ強度に緊張された目標を廃棄しての妥協ではなくなると。³⁸ここで問題になるのは、「神の休戦」以前のヨリ強度に緊張された目標がどれほど現実に存在したかである。Töpfer は、Raoul Glaber の著作、*Miracula S. Adalhardi, Geste episcoporum cameracensius* の相一致した敘述から、1033年頃にアキテーニュ及びブルゴーニュから出た平和運動は特に強い盛り上がりを示したことを認めている。³⁹この事実は、同一史料から Mackinney がクレルモン会議以前における大衆の最大の盛り上がり時期として1034年を挙げていることと相通ずる。この平和運動は、私戦を根本的に排除し、内部に絶対的平和をもたらすことに努力していた。また、1000年頃のポァティエの地方公会議においても一般的平和への強い希望がみられる。このような事実から、「神の休戦」以前の平和運動の目標はヨリ一般的なものであったといわなければならない、このことから Töpfer は一般的見解の妥当性に大きな疑問を投げかけている。そこで、Töpfer にとっては寧ろ平和運動と大衆との結びつきは、教会と世俗領主との妥協の結果である「神の休戦」にではなくて、それ以前の「神の平和」運動のなかに純粋な形でみられるわけである。教会と大衆との結びつきを求めるかれの研究も「神の休戦」以前にのみ集中されるのである。Mackinney が、大衆が運動に参加するという観点からみるならば、「神の平和」の方が「神の休戦」よりも遙かに大衆的で宗教的情熱を示し、「神の休戦」も与論によって支持されたが、組織においてヨリ保守的で貴族的なものであったとみていることと全く揆を一つにする。

「神の平和」運動は南部フランスにおいて発祥したものであり、他面南北フランスに政治上は勿論、社会経済上の差違のあることは多くの人々によって指摘されている如くであるならば、「神の平和」運動と南部フランスの社会経済構造とを関連させて理解することは全く当をえたものといわねべきである。このような方向での理解は、「神の平和」運動の本質を解明する上に極めて有益である

38 Ibid., SS. 76f.

39 Ibid., SS. 73ff.

のみならず、南部フランスの社会経済構造の把握についても研究視点を与えるという意味において多くの示唆を示すであろう。10～11世紀の社会経済構造は南部フランスに関する限り、フランスの他地域に比してまだまだより多くの研究余地を残している地域である。Töpfer も南部フランスに次いで「神の平和」運動が起源的形態で展開しえたブルゴーニュについては、G. Duby の最近の力作 “La société aux XI^e et XII^e siècles dans la région mâconnaise, Paris 1953” などを利用しえているが、南部フランスについては部分的な論文を用いえたに過ぎない。このことから南部フランスの社会経済史研究がヨリ一層の進展を示すことが望まれるであろう。特に「神の平和」運動は年代的に南部フランスが最も早いのであるからなおさらこの必要が痛感される。⁴⁰

南西フランスに11世紀中頃から修道院のイニシヤチブに基づき *sauveté* の建設が顕著な現象として現われるが、これも「神の平和」・「神の休戦」の一翼を担ったものとみることが出来よう。*sauveté* の周囲は四隅に十字架が建てられており、十字架建立式が教会の要職者の出席をえて、神の平和を犯すすべての者に呪逐を唱えつつ周囲を廻って行われた。この建設目的として或る者は社会安定と森林開拓とを、また或る者はこれに加えてその立地事情からサン・ジャック・コムポステルへの通路の確保及びエスパニユア再征服への軍事的基地としての意義を挙げるであろう。⁴¹しかし、その根底には「神の平和」の理想が宿されていることを否定することは出来ない。*sauveté* 建設もこの観点から考慮することが必要となってくるであろう。

40 社会環境の変化によって中世の宗教現象が決定されたという Töpfer の見解に対し、G. Duby は次の如く戒めている。Töpfer の書物においてこの問題に割いた頁数割合（僅か数頁）からみても決して納得しうるものではなく、「農村社会の深い研究に依存しなければならぬ」と。ついでに、Töpfer の書物に対する Duby のその他の批評を列举する。（1）地方公会議の年代確定と聖遺物崇拜についての叙述とは高い評価に値する。（2）地方公会議に群衆が娯集したことは確かなように思われるが、この場合貧民が決定的役割を演じたかどうか疑問で、*populus* 又は *plebs* という用語の当時の使用法を十分に吟味しなければならぬ。（3）この種研究は政治構造から切り離すことは出来ない。（4）社会史と並んで、軍事に専門化する社会集団の成立・騎士制の生誕と平和運動との関係を観察する必要がある。（*Annales, Economies-Sociétés-Civilisations*, 15^e Année (1960), pp. 375 sq.）

41 拙稿「中世の南西フランスにおける開墾事業と村落の建設」310頁以下。